

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		容積率の特例許可
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(国住街第145号 平成26年12月5日)</p> <p>「埼玉県マンション建替型総合設計許可取扱方針」(埼玉県都市整備部建築安全課 平成27年6月18日)</p> <p>「水害対策と連携した総合設計制度の活用について」(令和2年9月7日 国住街第110号)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）